

町民環境部災害応急対策活動マニュアル

1 町民環境部の構成員

(1) 本 部 員

町民環境部長は、町民環境部の分担業務について指揮監督する。

(2) 班 長

町民環境部の各課長は、班長として班の分担業務の具体的な執行の指揮にあたる。

(3) 指揮権の代行

町民環境部長が不在の時は、産業振興課長、町民課長、環境課長の順で指揮権を代行する。

(4) 連絡責任者

産業振興課長は、町民環境部内の連絡責任者として、災害対策本部事務局との連絡調整にあたる。

産業振興課長が不在の時は、町民課長、環境課長の順でその任務を代行する。

(5) 班 員

各課の職員は、班員としてその班の分担業務を遂行する。

2 職員の動員計画

(1) 配備指令と動員数

町民環境部長は、災害対策本部要綱別表第3の規定に基づき、次に定める数の職員を動員する。この場合において、横浜地方気象台が震度5（弱）以上を発表したとき又は、「東海地震警戒宣言」が発表されたときは、3号配備（全職員）とする。

（町民環境部班別動員計画表）

区 分	災害対策本部設置後			合 計
	1号配備	2号配備	3号配備	
産業振興班（農業委員会班）	班 長	主査以上	全 員	10
町民班	班 長	主査以上	全 員	13
環境班	班 長	主査以上	全 員	19
合 計	3	18	42	42

* 事前配備の場合、本部員が状況に応じて班長へ連絡します。なお動員人数については、各班長が必要人数を決定し、班員へ配備指令を行う。

* 職員の動員計画については再任用職員も含まれます。

(2) 連絡網

班長は、各班ごとの緊急連絡網を作成し、関係職員に周知する。

(3) 職員の安否確認

班長は各班ごとの緊急連絡網等により職員の安否確認をする。

3 町民環境部の組織及び分担業務

部長	班名	班長	分担業務
町民環境部長	産業振興班	産業振興課長	(1) 部内任務の調整に関すること。 (2) 工場、事業所の被害調査に関すること。 (3) 応急食糧調達に関すること。 (4) 病虫害、家畜伝染病防除に関すること。 (5) 食糧販売業者と食糧確保体制に関すること。 (6) 商工会、JA等との連携体制に関すること。 (7) 農業用施設等の災害対策に関すること。
	(農業委員会班)	(事務局長)	(1) 農作物の被害調査に関すること。 (2) 農地の災害時活用に関すること。 (3) 部内の応援に関すること。
町民環境部長	町民班	町民課長	(1) 自主防災組織の対応に関すること。 (2) 住民の応急対策に関すること。 (3) 安否情報に関すること。 (4) 災害救助の企画及び連絡体制に関すること。 (5) 災害相談に関すること。
	環境班	環境課長	(1) 清掃施設の被害調査に関すること。 (2) 清掃施設応急に関すること。 (3) 災害ごみの受け入れに関すること。 (4) 災害時の公害監視及び処理に関すること。 (5) 清掃施設の補強整備に関すること。 (6) 有害物質等の安全確保体制に関すること。 (7) 災害時の環境保全に関すること。 (8) 美化センターの施設に関すること。 (9) 災害時のし尿処理に関すること。

【 産 業 振 興 班 】

(1) 部内任務の調整に関すること。

- ア 部内の災害対策活動の総括に関する業務を行う。
- イ 災害対策本部からの決定及び報告事項等について、速やかに各班に連絡する。
- ウ 部内各班の連絡事項を取りまとめ災害対策本部へ報告する。
- エ 各班員の出欠状況、従事者、従事業務、従事場所の取りまとめをする。
- オ 各班の状況に応じて部内で人員を必要とする班へ班員を派遣する。
- カ 派遣職員の業務の割り振りをする。
- キ その他、部内の庶務全般について取りまとめをする。

(2) 工場、事業所の被害調査に関すること。

寒川町商工会等と連携し、町内各事業所等の被害状況を調査する。

(3) 応急食糧調達に関すること。

必要に応じて、協定を締結している企業に連絡し、応急食糧の確保に努める。なお、調達個数については災害対策本部事務局と調整する。

協定先	電話	食糧の範囲
敷島製パン(株)湘南工場	74-1411	パン・菓子類
キリンビバレッジ(株)湘南工場	75-6161	飲料水・清涼飲料水

(4) 病虫害、家畜伝染病防除に関すること。

J Aさがみ・畜産会との連携による畜産農家の被害状況調査確認を行う。

県家畜保健衛生所との連携により、災害に起因する家畜伝染病の予防のための対策を施すとともに、万が一の発生時には蔓延防止策を講じる。

(5) 食糧販売業者と食糧確保体制に関すること。

商工会・J Aさがみ等との連携により、災害時に食料販売業者及び食糧確保体制について調査する。

(6) 商工会、J A等との連携体制に関すること。

商工会及びJ Aさがみ等と災害時の連絡体制を作り、「食糧販売業者との食糧確保体制」や「農作物の被害調査」を円滑に進められるようにする。

(7) 農業用施設等の災害対策に関すること。

被害状況を調査確認し、農業用排水路及び付属する施設について緊急性の有無を的確に判断したうえで、重要度の高い箇所から順次修復を行う。

J Aさがみ・生産組合との連携により、各農家の被害状況を調査・確認し、県地域農政推進課等の県の機関や農業共済組合と調整を行う。

【 農 業 委 員 会 班 】

(1) 農作物の被害調査に関すること。

J Aさがみ等と連携し、町内農作物の被害調査を実施する。

(2) 農地の災害時活用に関すること。

J Aさがみ等と連携し、「地区災害時待避所協力農地」として、農家の方に募集をかけ、災害時の緊急待避所として利用出来るよう調整する。

(3) 部内の応援に関すること。

産業振興班の応援を行う。(業務内容は産業振興班分担業務のとおり)

【 町 民 班 】

(1) 自主防災組織の対応に関すること。

平常時より自主防災組織のデータについて、予防班との間で共有する。

(2) 住民の応急対策に関すること。

総務班（ボランティア受付）からの情報を元に、登録ボランティアについて、掲示板・ホームページなどで住民に周知する。

(3) 安否情報に関すること。

住民の安否情報に関する掲示板を、避難所の入口等に設置する。

また、とりまとめた情報をホームページ等で周知する。

(4) 災害救助の企画及び連絡体制に関すること。

広報統計班、情報システム班が収集した情報を次の担当班に連絡し、情報を共有する。。

ア 被災者の捜索、救出、保護に関すること。（消防班）

イ 避難所に関すること。（教育総務班）

ウ 応急仮設住宅に関すること。（都市計画班）

エ 救援物資に関すること。（企画政策班）

オ 食糧の確保等に関すること。（産業振興班）

カ 飲料水の確保に関すること。（総務班）

キ 被災者に対する食糧の応急配給、炊き出しに関すること。（学校教育班）

ク 医療、助産等救護活動に関すること。（健康班）

(5) 災害相談に関すること。

災害対策本部と調整し、災害相談窓口を開設する。相談内容によって担当班等を紹介する。

（相談事項の例）

- ・ 税の減免・防災ボランティア情報・被災者生活再建支援・り災したごみの処理
- ・ 低所得者世帯等への生活福祉資金の貸付・防疫・感染症・義援金の申込み など

◎地域集会所の被害調査に関すること。

町所有の地域集会所の被害状況を現地調査により把握し、施設被害調査報告書により災害対策本部へ報告する。。

【 環 境 班 】

(1) 清掃施設の被害調査に関すること。

美化センター及び(仮称)広域リサイクルセンターの被害調査を実施し、施設被害調査報告書により災害対策本部へ報告する。

(2) 清掃施設応急に関すること。

美化センターの被災状況を把握し、応急的な復旧の必要が生じた場合、復旧の方法、期間を勘案し、体制を整える。

(3) 災害ごみの受け入れに関すること。

ア ごみ処理施設の被災状況を把握する。

連絡先：茅ヶ崎市環境事業センター（TEL：58-4299）

イ 施設で処理能力を超える場合や、大型ごみ等については寒川町青少年広場を臨時集積所として応急処理を行う。

ウ 清掃用車両については(有)寒川公衆衛生社に連絡し、車両等を動員する。

【清掃用車両一覧】

所 有 者	車 種	積 載 量	台 数
(有)寒川公衆衛生社 75-0070	じん芥収集車	2 t	7 台
	資源ごみ収集車	2 t	4 台
		4 t	1 台
	バキューム車	1,800 リットル	2 台

エ ごみ発生量の推計を、一人あたりの家庭ごみ及び粗大ごみの発生原単位を通常時の収集量と対象人口に基づいて定めるが、災害規模や避難者の状況等を判断し、増減率を乗じて行う。

オ 次の情報を整理し、ごみ処理計画の策定を行う。

- 1 避難所からの推計発生ごみ量
- 2 住民が在宅する地域からの推計発生ごみ量
- 3 粗大ごみの発生動向と推計発生量
- 4 ごみ処理収集車の稼働可能台数と収集可能日量
- 5 ごみ処理施設の稼働可能状況と処理可能な日量
- 6 粗大ごみの仮保管場所の必要性
- 7 収集ルートの開通状況
- 8 被害状況により、期間を限定した戸別収集等の必要性

カ 避難住民が帰宅した後の粗大ごみの増加に備え、粗大ごみの収集方式や排出の際の申込留意事項など、広報する内容を明確にする。

キ 生ごみを含む可燃ごみの収集を優先するために、不燃ごみの家庭内での一時保管を要請する場合は、広報統計班・情報システム班と調整し広報する。

ク 適正処理が困難な廃棄物等処分方法を明確化し、広報等を通じ住民に留意事項を周知する。

ケ 粗大ごみの排出量増加を含めた中期的なごみ収集体制を想定したうえで、その体制への段階的移行の手順、時期的な見直しを定めたごみ処理復旧計画を策定する。なお、復旧計画は、粗大ごみの増減動向、仮設住宅の入居状況等踏まえ、ごみ収集・処理体制の適宜見直しする。

(4) 災害時の公害監視及び処理に関すること。

災害時の公害防止施設等の被害状況の把握及び関係機関等との連絡調整を行う。

(5) 清掃施設の補強整備に関すること。

災害時に清掃施設が被災しないように、日頃からのメンテナンスに努める。

(6) 有害物質等の安全確保体制に関すること。

災害時に有害物質等の廃材が発生した場合に備え、安全体制を確保する。

(7) 災害時の環境保全に関すること。

災害時においては、湘南地域県政総合センター環境保全課と調整し、環境保全についての協議を行う。

ア 災害時の愛玩動物の保護対策を行う。

- 1 県や関係機関と連携し、神奈川県動物救護本部に対し、避難所などにおける愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- 2 避難所において愛玩動物と一緒に生活できるよう配慮する。

(8) 美化センターの施設に関すること。

美化センターにおいては、し尿等受入について調査し、し尿処理計画を策定する。

(9) 災害時のし尿処理に関すること。

ア 次の情報を整理し、し尿処理計画の策定を行う。

- 1 し尿収集車の稼働可能台数と収集可能日量
- 2 し尿処理施設の稼働可能状況と処理可能な日量
- 3 下水道に投入する場合は、下水道処理施設の稼働状況と処理可能な日量
- 4 収集ルートの開通状況
- 5 し尿収集対象発生量の推計については、県の平均値である1.74リットル/人日を原単位として算出する。
- 6 収集対象発生量については、避難所での発生量、断水による水洗トイレ使用不能世帯での発生量、通常時に収集している発生量の合計とする。

【し尿処理施設】

施設名	所在地	処理能力	電話
寒川美化センター	田端1578-3	70k1/日	74-3341

イ 仮設トイレの設営を行う。(維持管理は各自主防災組織に任せる)

ウ し尿処理体制として次の事項を定める。

- 1 仮設トイレを含めた収集ルート
 - 2 処理施設への搬入ルート
 - 3 収集スケジュール
- 防災マップ等で町内に配置されている箇所・数を把握しておき、収集ルートを確認する。

エ し尿収集・処理体制の確保と支援要請内容の報告

- 定期的収集しているものの汲み取りの件数と災害用仮設トイレとの処理量の把握及び近隣市町との支援要請等により美化センターの対応を決める。

オ 中期的体制への移行計画に向け、仮設トイレの撤去計画、通常時への復旧計画を策定するため、災害対策本部から、次の情報を収集する。

- 1 避難住民の帰宅状況
- 2 仮設住宅の建設・入居状況

カ 仮設トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえ、し尿収集・処理体制の復旧計画の適時見直しを行う。